

2025年度

科目等履修生 募集要項

高崎商科大学 商学部 経営学科・会計学科

高崎商科大学短期大学部 経営学科

## 1. 趣旨

科目等履修生制度とは、社会人の学習機会の拡充および生涯教育の推進を図るため、本学学生以外の者（大学入学資格を有する者）の履修を認め、学期末試験等の結果、一定以上の成績を修めた場合に本学の正規の単位を認定する制度です。本学では、正規の学生の学習を妨げない限り、選考のうえ、在学期間を1年以内（入学時期が後期の場合にあっては6ヶ月以内）とし、年間1科目または複数科目の履修を許可します。

## 2. 募集人員

各科目について若干名

## 3. 入学時期

令和7年（2025年）4月 および 10月

## 4. 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者  
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者  
(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- (8) 履修開始時に原則として、高等学校3年次であり、在学高等学校長の許可を得られた者

\*外国人の方は上記の他、以下のa、bを満たさなければなりません。（外国人とは日本国籍を有しない者を言います。ただし、学校教育法第1条に定める日本の学校に在学していた者はその学校が発行する在籍証明書を提出することによって以下の「a. 日本語能力について」の条件は満たさなくてもかまいません。学校教育法第1条における学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校で「日本語学校」は含みません。）

### a. 日本語能力について

(財)日本国際教育協会が実施する「日本語能力試験1級」を合格した者、又は2024年度「日本留学試験」の日本語で200点以上の成績を修めた者。

### b. ビザの在留期限

出願時のビザの在留期限が下記のとおりでなければならない。又「**出願書類の登録原票記載事項証明書**」の在留期限終了日も下記のとおりでなければならない。

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 4月期に出願する場合  | <u>前期授業開始日</u> 以降も在留できるビザ |
| 10月期に出願する場合 | <u>後期授業開始日</u> 以降も在留できるビザ |

## 5. 履修対象科目

- (1) 大学における開講科目は、原則として商学部の専門教育科目（必修科目、演習科目は除く）および教職課程の授業科目（教育実習関連科目は除く）とします。ただし、教職課程の授業科目については、本学卒業生のうち教育職員免許状を取得しようとする者（ただし、教育実習の単位修得済の者）又は、既に取得している者に限り、履修を許可します。
- (2) 教育職員免許状の取得を希望する者に限り、商学部の基礎教育科目のうち、取得希望教科に関する科目について履修を許可します。
- (3) 短期大学部における開講科目は、原則として経営学科の専門教育科目（必修科目、演習科目は除く）とします。
- (4) 1年度内に履修できるのは、30単位を限度とします。

## 6. 出願手続

所定の出願期間内に下記出願書類を本学窓口へ直接持参するか、一括封入し「科目等履修生出願書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送してください。（締め切り日必着）

※締め切りを過ぎた出願書類は受け付けることができません。

### (1) 出願期間

- ① 前期（前期・通年科目履修） 2025年2月5日(水)から2月19日(水)
- ② 後期（後期科目） 2025年8月4日(月)から8月18日(月)

### (2) 出願書類

- ① 科目等履修生入学志願書（本学所定用紙を使用し、写真を貼付）
- ② 履歴書（本学所定用紙）
- ③ 健康診断書（3ヶ月以内に受診したもの）身長・体重・視力・聴力・結核・既往症・現在の状態について記載のあるもの。指定用紙なし。
- ④ 最終出身学校の卒業（見込み）証明書（婚姻等で証明書の氏名が違う場合は、戸籍抄本など氏名変更したことが証明出来る書類を添えてください）
- ⑤ 最終出身校の成績証明書（婚姻等で証明書の氏名が違う場合は、戸籍抄本など氏名変更したことが証明出来る書類を添えてください）
- ⑥ 合否通知用封筒（本学所定の封筒に現住所を記入し470円分切手貼付のもの）
- ⑦ 入学検定料納入票（本学指定の用紙に入学検定料振込確認票（1）を貼付する）
- ⑧ 登録原票記載事項証明書（**外国人のみ必要**）
- ⑨ 身元保証書（所定用紙）（**外国人のみ必要**）：日本在住の方の保証が必要です。
- ⑩ 日本語能力検定1級合格認定書又は日本留学生試験の「成績通知書」。（コピー不可）なお、成績通知書は後でお返します。（**外国人のみ必要**）
- ⑪ 所属長の承諾書（民間会社等に在職中の者のみ必要、指定用紙なし）

### (3) 留意事項

- ① 開講科目の時間割表およびシラバス（授業計画）は、前年度の3月中旬以降に確認することができます。
- ② 出願後の履修科目の変更は一切認められません。
- ③ 外国人の場合は、財団法人日本国際教育協会及び国際交流基金が行う日本語能力の1級合格者又はこれと同等以上の能力があると本学が認めた者に限ります。
- ⑤ 履修が許可される期間は1年間です。1年を超えて履修する場合は再度出願手続が必要です。
- ⑥ 外国人の在留資格に関しては、入国管理局で確認してください。

## 7. 入学検定料

5,000 円

本学所定の振込み用紙に必要事項を記入し、最寄りの金融機関から振込んでください。  
一度納入された検定料は、原則として返還しません。

## 8. 選考

提出された書類および出願のあった授業科目の担当教員等による面接内容を総合的に判定します。  
(面接については、外国人留学生に限る)  
※面接日は受験者に個別に連絡します。

## 9. 合否通知

受験者全員に郵送をもって合否結果を通知します。

## 10. 入学手続

入学を許可された者は、前期は 2025年3月17日(月)、後期は 2025年9月8日(月)までに以下の書類を提出するとともに、登録料及び科目等履修料を納付してください。

なお、一度納入された登録料および履修料は、原則として返還しません。

また、指定期日までに登録手続きがなされない場合は、入学許可は無効となります。

- ① 科目等履修生原簿 (本学所定用紙に必要事項記入の上、写真を貼付)
- ② 誓約書 (本学所定用紙)
- ③ 写真 (科目等履修生証用に使用)
- ④ 住民票抄本 (外国人の場合は不要)
- ⑤ 登録料 20,000 円 (本学所定の払込書を使用し、本学指定の口座に振り込む)
- ⑥ 履修料 1 単位 15,000 円 (本学所定の払込書を使用し、履修単位に相当する履修料を本学指定の口座に振り込む)

## 11. その他

- ① 入学手続完了後に科目等履修生証を交付します。
- ② 本人の申請により、取得した単位についての成績証明書及び単位取得証明書を交付します。
- ③ 通学証明書および学割証は、発行の対象にはなりません。
- ④ 科目等履修生には、本学卒業の資格は付与されません。

## 1 2. 外国人科目等履修生の在留手続き等について

### (1) 「留学」ビザ申請

ビザの申請に関しては、入国管理局に問合せをし、手続きを行ってください。

### (2) 在留資格変更届の提出

「留学」ビザの変更など、在留資格が変更になった場合は、変更後すぐに「在留資格変更届」を事務局窓口に届け出てください。届け出のときには、外国人登録証明書またはパスポートを窓口で提示してください。

### (3) 資格外活動許可

アルバイトをする場合は、事務局を通じて資格外活動許可申請を行ってください。「留学」ビザの場合には、資格外活動許可を受けることにより 1 週間 14 時間以内のアルバイトを行うことができます。

## 1 3. 履修の取りやめ及び許可の取り消し

科目等履修生が本人の都合により途中で履修を取りやめる場合には、速やかにその旨を届け出なければなりません。また、すべての履修を取りやめる場合には、科目等履修生証を返却しなければなりません。

正規の学生の学習を妨げた場合、授業の 1/3 以上を欠席した場合、課題を提出しなかった場合等、科目等履修生がその本分に反する行為を行ったと認められるときは、直ちに履修の許可を取り消すことがあります。

## 1 4. その他

- ・毎週金曜日の授業は科目によっては遠隔実施となります。その際、自宅等、学外で遠隔授業を受ける場合は、インターネット環境やノート PC 等をご準備いただく必要があります。
- ・授業特性等により履修者定員を設ける科目があります。本学学生の履修者で定員を満たしてしまった科目は、受講募集ができなくなる場合もございますので、予めご了承ください。

高崎商科大学 商学部 経営学科・会計学科  
高崎商科大学短期大学部 経営学科

〒370-1214 群馬県高崎市根小屋町 741 番地

電話 : 027 (347) 3399 (代) FAX : 027 (347) 3389

e-mail : kyoumu@uv.tuc.ac.jp

<https://www.tuc.ac.jp/>